- ・相手の気持ちになって考える。
- ・みんなが「それでいい」と言っても、 じぶん」かんが
- ・おかしいと思ったときには、声をあげる。
- ・相手に自分の気持ちを伝える。
- ・一人ひとりの違いを知り、認め合う。

ロストゥット 自分が考えたことを書きましょう。

がくしゅう とお しょぶん 学習を通して自分にできることを考えましょう。

^{そうだん} 相談したいときは・・・ (あなたにふさわしいところをえらんでね)

いじめや友達のことなどで、つらいとき、こまっているときは

かわさき し じんけん **川崎市人権オンブズパーソン**に電話してね。

0120-813-887(李とも第前・編輯)

044-200-1460 (大人の芳角)

超談時間/月・水・金曜日 午後1時~午後7時 土曜日 午前9時~午後3時

は こどもの人権 110番

ひとりでなやまず電話してね!

0120-007-110

そうだん じかん げつようび からをねようび キャップ 生物 しょうがん ごご しょうかん 相談時間 / 月曜日から金曜日まで 午前8時30分~午後5時15分 しゅくじつ ねんまつねん し やす ぜんこくきょうつう つう わりょう むりょう れりょう おりょう 祝日・年末年始はお休みです。(全国共通・通話料無料)

こ かてい ばんそうだん かながわ子ども家庭110番相談LINE

LINE上の登録名とアイコン画像のみで相談できます。 (次のどちらかで「友だち追加」をして相談)

LINE検索から、LINEアプリの ホーム葡萄で

ID[@kana_kodomo110]

を検索して追加

※「友だち検索 | 機能では ありません。

スマートフォンなどで下の コードを読み取って追加



※混んでいるときは、相談を受けられないことがあります。

【問合せ先】 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 電話 044-200-0098 FAX 044-200-3914

行】 川崎市·川崎市教育委員会

令和 7(2025) 年 6 月





かわさきし 川崎市では、子どもも大人も、一人ひとりが大切に され、生き生きと暮らすことができるまちになる よう、みんなが守らなければならない条例を、 たいたが、 令和元 (2019) 年 12 月に作りました。それが、 がわきましまべつ 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」です。



かわさき し かわさきしきょういくいいんかい 川崎市・川崎市教育委員会



川崎市差別のない人権尊重の まちづくり条例はどうしてでき たのかな?川崎市をのぞいて みよう!



が勝ったは、上の絵のように、さまざまな人たちが住んでいます。にぎやかで楽しいこともたくさんありますが、違うことが原因で、「不当な差別」が起きることがあります。みんなが相手の気持ちになって考えて、協力してこの「不当な差別」をなくして、住みやすいまちをつくっていくことが大事です。

この条例はそのために作られました。

どんな条例なのかな。



人間にはもともと、年齢、性別、出身、障害のありなしといった違いがあります。小さい子だから、外国人だから、話し方が少し人と違うからなど、何かが人と違うからという理由だけで、相手を仲間外れにしたり、無視をしたり、悪口を言ったりといった、他の人にはしないようなことをするのが、「不当な差別」です。

みんなと違うからといって、一でも関すれにされたり、無視をされたり、悪口を言われたら、どう思いますか?









この条例は、「不当な差別」をなくすための さまざまな取組を定めたものです。

「ともに生きる」とは、どういうことでしょうか。



では、またである。 はんごうかい はんから はんから はんから はんがってもらおうよ!



みなさんは、どう思いますか? まわりで同じような話を聞いたことがありませんか?